

# 核燃料物質等の運搬に関する事務の取扱い等について

昭和54年3月14日  
例規(保)第5号  
警察本部長

〔沿革〕	昭和58年5月例規(警)第21号	昭和61年9月例規(警)第17号
	平成6年12月例規(警)第23号	平成8年3月例規(警)第13号
	平成9年4月例規(警)第5号	平成12年4月例規(警)第18号
	平成13年3月例規(警)第8号	平成18年3月例規(警)第10号
	平成22年7月例規(通指)第32号	

各部長・参事官・所属長

「原子力基本法等の一部を改正する法律」(昭和53年法律第86号)が、昭和53年7月5日公布され、都道府県公安委員会に関する部分は昭和54年1月4日から施行された。これに伴い「核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令」(昭和53年総理府令第48号。以下「府令」という。)が新たに制定され、昭和54年1月4日から施行された。

この改正等によつて、新たに公安委員会に付与された権限とその事務処理並びに運用上の留意事項は、次のとおりであるから誤りのないようにされたい。

## 記

### 1 届出の義務

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)を原子炉施設等が設置された工場又は事業所の外において運搬する場合(以下「事業所外運搬」という。)は、事業者(製錬事業者(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第3条)、加工事業者(法第13条)、原子炉設置者(法第23条)、再処理事業者(法第44条)及び核燃料物質等使用者(法第52条)をいう。以下同じ。)及び事業者から運搬を委託された者(以下「運送業者」という。)は、出発地を管轄する公安委員会に届出をしなければならない(法第59条第5項、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号。以下「施行令」という。)第49条、府令第1条、第2条)。

(注)法第59条第5項による届出は、原子力基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和53年政令第396号。以下「政令」という。)附則第5条の規定により、60日間の猶予期間があるため、昭和54年3月5日以降の運搬について適用されることとなる。

### 2 都道府県公安委員会の権限

#### (1) 災害防止のための指示

届出を受理した公安委員会は、運搬中の核燃料物質等による災害を防止して公共の安全を図るため、運搬の日時及び経路、交通事故防止措置等の事項について指示することができる(法第59条の2第5項、府令第4条)。

#### (2) 報告の徴収

公安委員会は、届出事業者及び運送業者に対し、事業所外運搬の状況及び事業所外運搬における人の障害が発生し、又は発生するおそれのある事故の状況について報告を求めることができる(法第67条、施行令第22条第6項、府令第5条)。

#### (3) 立入検査

公安委員会は、指示制度の適切な運用を図るため、事業者の事務所及び事業所に対し、警察職員に立入検査をさせることができる(法第68条第1項)。

### 3 事務の処理

核燃料物質等の運搬に係る届出の受理及び千葉県公安委員会の権限に属する指示等の事務は、生活安全部風俗保安課(以下「主管課」という。)において処理する。

### 4 事務の処理要領及び留意事項等

#### (1) 一般的留意事項

ア 運搬される核燃料物質等の危険性ばかりでなく、運搬中の交通事故、核燃料物質等の盗取等

による災害防止のため、地域的又は時期的な特殊事情等を考慮し、部内関係所属と密接な連絡をとるとともに通過地、到着地の公安委員会の意見を聴いて、適切な指示、指導その他必要な措置がとれるように配慮すること。

イ 事前に関係事業者及び運送業者に対する指導を行い、災害防止のために必要な措置は、漏れなく届出書に記載させるようにすること。

ウ 届出受理に際しては、内閣総理大臣（文部科学大臣）及び国土交通大臣の発行する確認書の写しが添付されているか、又は確認手続中のため添付できないものについては、電話照会等によつて確認し、受理すること。

(2) 具体的事務処理要領及び留意事項等  
別表のとおり（別図1、2参照）。

5 立入検査を行う者の指定等

(1) 立入検査を行う者の指定

法第68条第1項に基づく立入検査を行う者は、関係各所属において核燃料物質等の運搬に関する事務を担当する者及び所管区内に事業所を有する地域警察官とする。

(2) 身分を示す証明書

立入検査を行う者の身分を示す証明書（法第68条第6項）は、警察官にあつては警察手帳、一般職員にあつては身分証明書とする。

別表（4の(2)）

事務の種類	処理要領	留意事項等
第1 事業者から届出があつた場合 1 届出の受理	(1) 核燃料物質等運搬届出書（府令別記様式第1。以下「届出書」という。）4通を提出させる（府令第2条第1項）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内運搬の場合は運搬開始の1週間前までに、県外に及ぶ場合は2週間前までに届出をさせる（府令第2条第3項）。</li> <li>○ 1車列ごとに届出をさせる。</li> <li>○ 1車列は、原則として車両8台以下とする。</li> <li>○ 核燃料物質等を積載する車両の種別（例えば「高速トレーラー」等）、大きさ（長さ、幅、高さ）を記載させるようにする。</li> <li>○ 運送業者が運搬する場合は、事業者と連名で届出をさせる。</li> </ul>
	(2) 記載内容を確認して受理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 届出を要するものであるかどうか次のことを確認する。 届出を要する物件であること（注） 事業所外運搬であること 注 届出書の「種類及び個数」欄に、「BM型輸送物」若しくは「BU型輸送物」と記載されているもの、又は「第1種、第2種、第3種核分裂性輸送物」のいずれかであつて、ウラン-235 (<math>^{235}\text{U}</math>)を15グラム以上若しくはプルトニウム(Pu)を0.032グラム以上含有するもの等である。</li> </ul>
	(3) 届出書の1通に收受印を押し、届出人に交付する（府令第2条第3項）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 届出書交付の際に、後日、核燃料物質等運搬指示書（府令別記様式第3。以下「指示書」という。）を交付することがあり得る旨、届出人に予告しておく。</li> </ul>
2 通知	(1) 届出を受理したときは、県本部関係所属	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 届出書3通のうち、1通は主管課で保管し、残り2通は、交通規制課及び警備課へ送付する。</li> </ul>

へ届出書（又はその写し）を添付し、別記様式第1により意見の照会を行う。

(2) 関係警察署に対しては、次の事項を通報する。

ア 届出人（事業者及び運送業者）

イ 輸送物

ウ 同行専門家氏名  
（BM型輸送物の運搬に限る。）

エ 運搬の日時及び経路

オ 駐車、積卸し及び一時保管予定場所並びにその予定時刻

カ 車列の車両台数

キ 見張人の員数等

(3) 通知を受けた県本部関係所属において意見があるときは、別記様式第2により主管課へ回答する。

(4) 運搬経路が県外に及ぶときは、関係都道府県公安委員会に対して前記(2)の事項を警察文書伝送システムにより通知し、意見を聴取する（府令第3条）。

3 指示

(1) 主管課は、関係所属並びに関係都道府県公安委員会の意見を勘案し、総合的に判断して災害防止上必要と認めるときは、指示書に必要事項を記載し、届出人に交付する（法第59条の2第5項、府令第4条第2項）。

その他の県本部関係所属には、届出書の必要部分の写しを送付する。

○ 県内運搬、県外運搬にかかわらず、左の通知事項を警察庁生活安全局保安課長及び関係管区警察局広域調整部長あてに警察文書伝送システム報告する。

○ 県本部関係所属の意見は、関係警察署の意見を盛り込んだものとするよう配意する。

○ 意見がないときは、電話回答する。

○ 緊急を要する場合は、あらかじめ電話回答をし、その後文書を送付する。

○ 指示することができる事項は、次のとおりである（法第59条の2第5項、府令第4条第1項）。

車両の速度（第1号）、伴走車の位置（第2号）、車両相互間の距離（第3号）、駐車場所及び駐車時の措置（第4号）、積卸し又は一時保管する場所（第5号）、見張人の配置その他の警戒措置（第6号）、積載方法（第7号）、警察機関への連絡（第8号）、届出書及び指示書の携帯（第9号）、その他運搬中の交通事故、盗取等の防止に必要な事項（第10号）

○ 運搬中における届出書及び指示書の携帯について届出書に記載されていないときは、運行責任者に携帯させる旨指示する。

○ 指示書は、運搬開始の日のおおむね4日前までに交付する。

	<p>(2) 指示書を交付したときは、指示書の写しを関係所属へ送付する。</p> <p>(3) 運搬経路が県外に及ぶ場合には、関係都道府県公安委員会に対して指示内容を警察文書伝送システムにより通知する（府令第4条第3項）。</p>	<p>○ 指示書を交付する際、運搬業務関係者全員に対して届出書及び指示書の内容の必要事項を周知させるよう指導する。</p> <p>○ 指示内容を警察庁生活環境課長及び関係管区警察局長あてに警察文書伝送システム報告する。</p>
<p>第2 事業者から変更の届出があった場合</p>	<p>第1の要領に準ずる。</p> <p>核燃料物質等運搬変更届出書（府令別記様式第2。以下「変更届出書」という。）4通を提出させる（府令第2条第4項）。</p>	<p>○ 緊急やむを得ない場合は、口頭による届出でもよいこととするが、じ後変更届出書を提出させる。</p>
<p>第3 他の都道府県公安委員会から通知を受けた場合</p> <p>1 通知</p> <p>2 意見の回答</p>	<p>第1に準ずる</p> <p>主管課において関係所属の意見を取りまとめ、警察文書伝送システムにより回答する。</p>	<p>○ 意見がないときは、その旨電話で回答する。</p>
<p>第4 事業者に対して報告を求める場合</p> <p>1 事業所外運搬の状況の報告</p> <p>2 事業所外運搬に関する事故の報告</p>	<p>(1) 主管課長が必要と認めるときは、文書で報告を求める（法第67条、施行令第22条第6項）。</p> <p>(1) 届出を受理した運搬について事故が発生した場合は、事故報告を求める（法第67条、施行令第22条第6項、府令第5条）。</p>	<p>○ 報告を求める相手方は事業者であり、運送業者ではない。</p> <p>○ 報告を求める事項は、事業所外運搬に関する過去の運搬実績、今後の運搬計画、事業者のとつた安全対策等である。</p> <p>○ 報告要求は、口頭でもよい。</p> <p>○ 報告させる事故の形態としては次のようなものであり、事故発生後10日以内に書類で提出させる（府令第5条）。</p> <p>核燃料物質の盗取又は所在不明（第1号）、交通事故（第2号）、核燃料物質等の異常な漏え</p>

	<p>(2) 事故報告書が提出されたときは、事故発生地の公安委員会にその副本又は写しを送付する。</p>	<p>い(第3号)、核燃料物質等の運搬に関し人の障害が発生し、又は発生するおそれがある事故(第4号)</p> <p>○ 報告書に記載させる事項は、概ね次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 届出書の受理年月日、番号</li> <li>② 届出名義人</li> <li>③ 事故発生の日時、場所</li> <li>④ 運行責任者、同行専門家、事故車両運転者の住所、所属、地位、氏名、年齢、実務経験等</li> <li>⑤ 事故当事者の住所、職業、氏名、年齢等</li> <li>⑥ 事故車両の所有者、型式、車両番号等</li> <li>⑦ 運搬容器に収納中の核燃料物質等の種類及び数量</li> <li>⑧ 事故関係運搬容器の輸送容器登録証</li> <li>⑨ 事故の状況 概要(特に原因、運搬容器の異常の有無とその状況)、放射能汚染の状況、人の障害の発生状況</li> <li>⑩ 事故の措置 警察への届出状況(届出の日時、方法、届出者及び内容)、放射線管理の状況、除染措置、関係省庁の措置命令の内容、負傷者の収容病院名等</li> <li>⑪ 使用した防災、防護具等</li> <li>⑫ 今後の改善事項</li> </ol> <p>○ 事故報告の内容について警察庁生活安全局保安課長及び関係管区警察局広域調整部長あてに報告する。</p>
<p>第5 立入検査を実施する場合</p>	<p>(1) 関係所属長が必要と認めた場合に行う。</p>	<p>○ 立入検査の対象は、運搬の届出をした(又は近い将来その可能性のある)事業者の所有する事務所又は工場若しくは事業所であつて県内に所在するものである。</p> <p>○ 立入検査を実施する際は、主管課へ連絡するとともに、関係所属相互の連絡を密にして、効果的な立入検査が実施できるように配慮すること。</p> <p>○ 公安委員会の指示に必要な限度において実施するものであるから、検査する事項は、概ね次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 原子力事業の許可書、輸送容器登録証等</li> <li>② 核燃料取扱主任者免状所有者等の状況</li> <li>③ 運搬関係者に対する教養の実施計画及び実施状況</li> <li>④ 核燃料物質等の運搬契約書と契約の状況</li> <li>⑤ 事業所内の施設、防災装置、道路、交通量、交通規制等</li> <li>⑥ 運搬容器等の管理状況</li> <li>⑦ 防護具、防災用具等の管理状況</li> <li>⑧ その他核燃料物質等の安全対策上必要な事項(車列の編成、積載方法、携帯書類等)</li> </ol>

別記様式等省略